

中国電力男女賃金差別事件において、賃金データ上明らかな男女格差を女性に対する差別ではないとした控訴審判決の見直しを求める署名

- 1 憲法14条、女性差別撤廃条約、労基法、均等法を適正に適用して女性に対する差別の判断をしてください。
- 2 賃金データ上明らかな男女格差を、「層として分離していない」ことを理由に女性に対する差別には当たらないとした原判決を破棄してください
- 3 人事考課制度について、安易に合理性を認め、その恣意性や性差別性について、きちんと判断していない原判決を破棄して下さい。
- 4 会社が実施した女性の意識調査結果や旧労基法の女子保護規定の存在などを理由に、男女間格差を合理化することはできません。このような不合理な理由で格差を正当化した原判決を破棄して下さい。
- 5 統計学の専門家は、本件の男女賃金格差について、その確率計算によっても、到底偶然には起こりえないものであり、女性差別的基準で昇給が定められたことは疑いの余地が無いとする意見を明らかにしています。このような専門的知見から見ても著しく不当な原判決を破棄して下さい。

年 月 日

住 所	氏 名

(呼びかけ団体)

WWN(ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク) ・ 均等待遇アクション21

中国電力による女性差別をなくす裁判を支援する会